

令和3年度諮問第1号

令和3年度答申第1号

答申書

第1 審査会の結論

川越市長（以下「処分庁」という。）が令和3年6月1日付けで審査請求人〇〇〇〇（以下「審査請求人」という。）に対して行った給与等支払請求権の差押処分について、審査請求人が同年8月31日付けで提起した審査請求のうち、既に取り立てた部分に係る処分の取消しを求める審査請求は却下し、その余の同処分の取消しを求める審査請求については棄却するのが妥当である。

第2 事案の概要

- 1 審査請求人が、処分庁に対して納付すべき市県民税及び国民健康保険税（以下「市県民税等」という。）並びにこれらに対する延滞金を滞納していたところ、処分庁が審査請求人の〇〇〇〇〇〇に対して有する給与等の支払請求権を差し押さえる処分を行ったことについて、当該差押処分により生活が困窮するため、給与等を差し押さえるのは違法又は不当であるとして当該差押処分の全部又は一部の取消しを求めて審査請求を申し立てたものである。

2 認定した事実

審査請求人及び処分庁の主張及び提出した証拠書類から次の事実が認められる。

- (1) 処分庁は、審査請求人に対し、納期限を徒過した市県民税等について督促状を発送した（甲第1号証及び乙第3号証）。

- (2) 審査請求人は、令和3年5月31日当時、督促を受けた市県民税等を各納期限までに納付せず、川越市に対し、市県民税等の合計〇〇〇〇円及び確定した延滞金〇〇〇〇円の合計〇〇〇〇円を納付する義務を負っていた。
- (3) 処分庁は、令和3年6月1日、審査請求人が〇〇〇〇に対して有する給与等の支払請求権を差し押さえる処分（以下「本件給与等差押処分」という。）を決定した上、同日付けで債権差押通知書を〇〇〇〇に送付し、同月2日に送達された（乙第2号証）。
- (4) 処分庁は、審査請求人に対し、本件給与等差押処分に係る差押調書（謄本）を送付した（甲第1号証）。
- (5) 処分庁は、令和3年6月30日、本件給与等差押処分に基づき、〇〇〇〇から〇〇〇〇円を取り立てた（乙第4号証の1）。
- (6) 処分庁は、令和3年7月30日、本件給与等差押処分に基づき、〇〇〇〇から〇〇〇〇円を取り立てた（乙第4号証の2）。
- (7) 処分庁は、令和3年8月31日、本件給与等差押処分に基づき、〇〇〇〇から〇〇〇〇円を取り立てた（乙第4号証の3）。

3 審査請求手続の経過

- (1) 審査請求人は、令和3年8月31日、処分庁の本件給与等差押処分に対し、本件審査請求を申し立てた（令和3年第3号債権差押処分に対する審査請求事件）。
- (2) 処分庁は、令和3年9月24日、審理員に対し、弁明書並

びに乙第1号証及び乙第2号証を提出した。

- (3) 審理員は、令和3年9月28日、処分庁に対し、弁明書に係る質問及び物件の提出に係る文書を送付した。
- (4) 処分庁は、令和3年10月8日、審理員に対し、弁明書に係る質問に対する回答書及び乙第3号証から乙第5号証までを提出した。
- (5) 審理員は、令和3年11月2日付け、審査庁に審理員意見書を提出した。
- (6) 審査庁は、令和3年11月24日付け、当審査会に諮問した。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張要旨

本件給与等差押処分により、生活が困窮し、審査請求人の生活権利が侵害されたため、本件給与等差押処分の全部又は一部は取り消されるべきである。

2 処分庁の主張要旨

本件給与等差押処分は、適法適正に滞納処分を行った上で、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第76条第1項各号に掲げる差押禁止額を控除した金額の給与等の支払請求権を差し押さえており、適法適正な処分である。

3 審査庁の判断

審理員意見書と同旨である。

第4 審理員意見書の要旨

< 結論 >

本件審査請求の対象である本件給与等差押処分のうち既に取り立てが終了している部分に係る審査請求については却下とし、その余の本件給与等差押処分に係る審査請求については棄却すべきである。

< 理由 >

1 本件審査請求の適法性について

(1) 上記第2の2記載の認定した事実のとおり、処分庁は、本件給与等差押処分にに基づき、令和3年6月30日、同年7月30日、同年8月31日に、審査請求人が〇〇〇〇に対して有する給与等支払請求権の取立て（以下「本件各差押債権の取立て」という。）が行われた。

(2) 処分の取消しを求める審査請求は、審査請求が認容された場合に実際に救済される法律上の利益が必要であるから、審査請求人に当該処分の取消しを求める法律上の利益（訴えの利益）があることが審査請求の申立てに係る基本的な要件となる。

そのため、当該処分が執行されることによってその目的が達成された場合には、当該処分を取り消すことによって除去すべき法的効果は消滅したことになるから、当該処分を取り消すことによって法的に原状回復義務が生じるとか、当該処分がされたことを理由に法律上の不利益を課す旨の規定が存在する場合を除いて、当該処分の取消しを求める法律上の利益（訴えの利益）は消滅すると解するのが相当である。

(3) 本件給与等差押処分に係る訴えの利益

ア 市県民税等に係る滞納処分による債権の差押えは、国税徴収法に規定する滞納処分の例によることとされ（地方税法（昭和25年法律第226号）第331条第6項、第335条及び第728条第7項）、市町村の徴収職員が行った当該市町村の市県民税等に係る徴収金についての滞納者の財産（債権）の差押え（同法第331条第1項及び第728条第1項）は、滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る市県民税等に係る徴収金を完納しない場合に（同法第331条第1項第1号及び第728条第1項第1号）、当該債権の債務者（以下「第三債務者」という。）に対して債権差押通知書を送達することにより行い（国税徴収法第62条第1項）、当該債権差押通知書が第三債務者に送達したときにその効力が発生し（同条第3項）、差し押さえられた債権の取立てとして金銭を取り立てたときは、その限度において、滞納者から当該差押えに係る税金を徴収したものとみなされる（同法第67条第3項）。

イ これを本件給与等差押処分についてみると、前述のとおり、処分庁によって本件各差押債権の取立てが行われたことが認められるから、この範囲において、本件給与等差押処分はその目的を達してその法的効果は消滅している。

仮に本件給与等差押処分が取り消された場合に、取り立てた被差押債権（審査請求人が〇〇〇〇に対して有する給与等支払請求権）が復活すると解すべき法令上の根拠はなく、また、本件給与等差押処分により取り立てたことを理

由に本件給与等差押処分の名宛人（審査請求人）に対して法的な不利益が課される旨の規定も存在しないことから、本件各差押債権の取立てが行われた範囲において、審査請求人が本件給与等差押処分を取り消す法律上の利益は存在しないと解するのが相当である。

ウ したがって、本件審査請求のうち、本件給与等差押処分によって既に取立てが行われた部分の取消しを求めるものについては、法律上の利益を欠き、不適法であるから、却下すべきである。

(4) 本件給与等差押処分に係る訴えの利益

本件審査請求の対象となっている本件給与等差押処分のうち、上述した法律上の利益が存在しないとした部分のほか、すなわち、本件給与等差押処分で、未だ取立て及び配当が行われていない部分に係る処分の取消しを求めるものについては、本件給与等差押処分の取消しによって回復すべき法律上の利益は失われていないため、その範囲の処分について違法性及び不当性を以下検討する。

2 本件給与等差押処分の違法性又は不当性

(1) 本件給与等差押処分の手続について

処分庁がした本件給与等差押処分の手続は、上記 1 (3)に記載したとおりであり、債権差押処分における法定の手続に則っており、違法又は不当な点は認められない。

(2) 本件給与等差押処分による生活困窮について

ア 審査請求人は、本件給与等差押処分によって、生活が困窮するとの主張をする。

この点、国税徴収法第76条及び第77条は、給与や年金による収入が一般の給与又は年金生活者の生計に占める重要性に鑑み、これらの者の最低生活の維持等に充てられるべき金額に相当する給与や年金の差押禁止を定めているところ、処分庁が同法第76条第1項各号の範囲の金額を控除して差し押さえた場合には、最低生活に配慮された処分といえ、適法かつ妥当な処分と判断せざるを得ない。

イ 処分庁は、上記差押財産に係る規定に従い、差し押さえる財産を、審査請求人が〇〇〇〇から支払いを受けるべき給与等のうち、「国税徴収法第76条第1項各号に掲げる金額を控除した金額の支払請求権」としており、法定の差押禁止額を控除して差押えを実施していることから適法で妥当な処分であることが認められる（乙第2号証及び乙第5号証）。

ウ なお、徴収職員は、差し押さえる財産の選択について裁量権を有するが、滞納者の申出があるときは、諸般の事情を十分考慮の上、滞納処分の執行に支障がない限り、その申出に係る財産を差し押さえることとされているが（国税徴収法基本通達47-17）、本件において、審査請求人から他に差し押さえる財産について申出があった事情も見られず、さらに、処分庁の差し押さえる財産の選択における裁量権の行使につき濫用又は逸脱があったといった事情もうかがわれない（国税徴収法第48条及び第49条）。

エ そうすると、審査請求人の主張する生活困窮は、本件給与等差押処分が違法又は不当であることの理由にはあたらない。

- (3) 以上のとおり、本件給与等差押処分に係る債権差押手続に違法及び不当な点はない。

第5 調査審議の経過

当審査会では、本件審査請求について以下のとおり審議した。

令和3年11月24日	審査庁から諮問書を受理
令和3年12月13日	審議
令和4年1月31日	審議

第6 審査会の判断

- 1 本件審査請求は、市県民税及び国民健康保険税を滞納していた審査請求人が、処分庁の行った給与等支払請求権の差押処分を不服とし、その取消しを求めたものである。

- 2 本件審査請求の適法性について

処分の取消しを求める審査請求は、審査請求が認容された場合に実際に救済される法律上の利益が必要である。本件給与等差押処分においては、処分庁により差押債権の取立てが行われ、この範囲において本件給与等差押処分はその目的を達しており、その法的効果は消滅していることから、審査請求人に本件給与等差押処分を取り消す法律上の利益は存在しないと解され、よって本件審査請求のうち、本件給与等差押処分により既に取り立てが行われた部分の取消しを求める審査請求については却下すべきとの審理員の判断は妥当であると思料する。

- 3 本件給与等差押処分の違法性・不当性について

処分庁は、本件給与等差押処分にあたり、国税徴収法に基づ

く財産調査の実施により、審査請求人に給与等収入があることを事前に把握しており、かつ、国税徴収法に規定する差押禁止額を控除した上で本件給与等差押処分を行っている。また、一連の滞納処分手続についても、地方税法及び国税徴収法の規定に則して事務を執行しており、違法又は不当な点は認められない。

4 本件給与等差押処分が不当に審査請求人の生活困窮を招くものかどうかについて

審査請求人は、本件給与等差押処分によって生活が困窮すると主張する。しかし、本件給与等差押処分においては、国税徴収法に規定する差押禁止額を控除した金額の給与等支払請求権の差押えを実施しており、適法で妥当な処分であると認められる。

なお、徴収職員は差し押さえる財産の選択について裁量権を有するが、本件給与等差押処分においては、審査請求人から他に差し押さえる財産の申出があった事情もみられず、処分庁の差し押さえる財産の選択における裁量権の行使につき濫用又は逸脱があったという事情も認められない。

5 審査請求に係る審理手続について

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

6 結論

以上のことから、本件給与等差押処分に違法又は不当な点はないことが認められるため、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

7 付言

本件に限らず、一般に租税債権の滞納処分にはその過程で多くの行政コストを要するものである。特別徴収を徹底するなどの取組により、滞納を未然に防止する対策の一層の推進を図ら
れたい。

令和4年2月10日

川越市行政不服審査会

会 長 田 村 泰 俊

副会長 大 森 三起子

委 員 大河内 徹

委 員 佐 藤 恭 子

委 員 林 和 彦